秋田市告示第64号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条第３項の規定に基づき、秋田県知事から令和６年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第７条の規定により告示する。

令和６年３月７日

秋田市長　穂　積　　志

１　国土調査として告示された年月日

令和６年３月５日　秋田県告示第75号

２　調査を実施する者の名称

秋田市

３　調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市河辺神内字沢見の一部

秋田市河辺神内字堂坂の一部

秋田市河辺神内字鳥井長根の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市河辺神内字沢見の一部

４　調査期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで